

平成 2 6 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

〔法人課税に関する資料〕

平成 2 6 年 6 月 9 日

法人課税に関する資料 目次

資 料 名	資料番号	頁
新しい日本から、新しいビジョン（抜粋）	1	1
法人所得課税の実効税率の推移	2	2
諸外国の法人実効税率	3	3
平成26年度与党税制改正大綱～法人実効税率について～	4	4
法人税改革の論点について	5	5
地方法人課税の論点	6	6
法人実効税率の内訳（東京都における資本金1億円超の法人）	7	7
法人税額（国税）と税引き前利益の関係（平成24年度）	8	8
法人税の納税状況（平成24年度）	9	9
法人関係の政策税制の全体像	10	10
政策税制減収額（目的別の分類）	11	11
全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」	12	12
法人事業税の概要	13	13
法人住民税の概要	14	14
法人事業税・法人住民税の超過課税の状況	15	15
外形標準課税制度の概要	16	16
外形標準課税の実績（平成24年度）	17	17
法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税收推移	18	18
地方団体が果たす役割	19	19
国税・地方税の税收内訳（平成26年度予算・地方財政計画額）	20	20
法人関係税收（国・地方）の推移	21	21
法人税（国税）の税收力	22	22
法人事業税・法人住民税の税收の推移	23	23
都の法人事業税の推移	24	24
法人都民税の推移	25	25

日本国総理大臣 安倍晋三
平成26年1月22日、スイス・ダボス、コンGRES・ホール
世界経済フォーラム年次会議冒頭演説 より抜粋

（和文）

法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。

法人税率を、今年の4月から、2.4%引き下げます。

企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。

本年、さらなる法人税改革に着手いたします。

（英文）

We must also make the tax system for companies internationally competitive.

We will reduce the corporate tax rate by 2.4% from April this year.

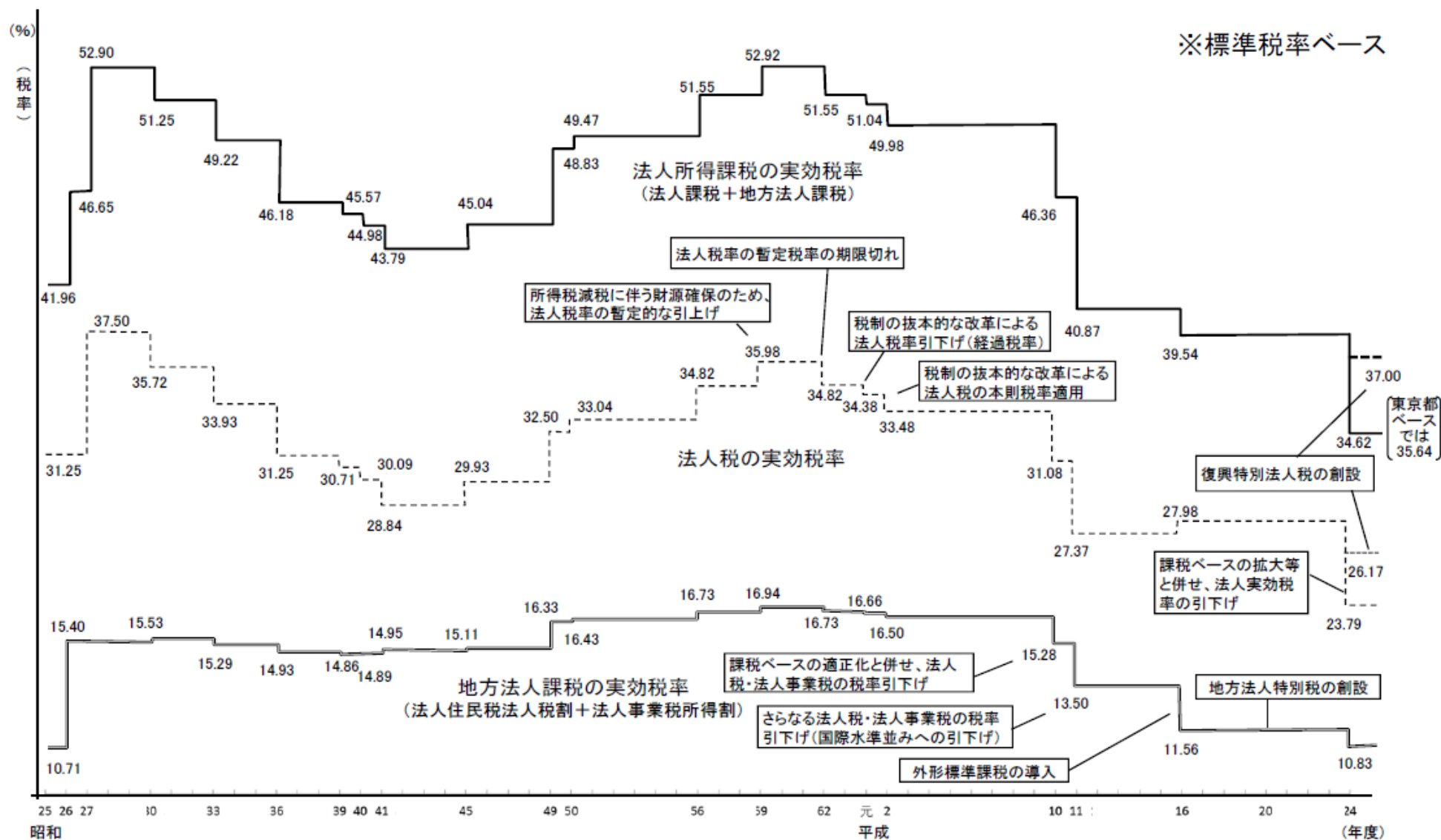
We will also encourage companies to use the cash they have gathered towards capital investment, R&D, and raises in workers' salaries.

To do this, we will put tax incentives into place in a way completely different from before.

This year, we will set about further reform on corporate tax.

法人所得課税の実効税率の推移

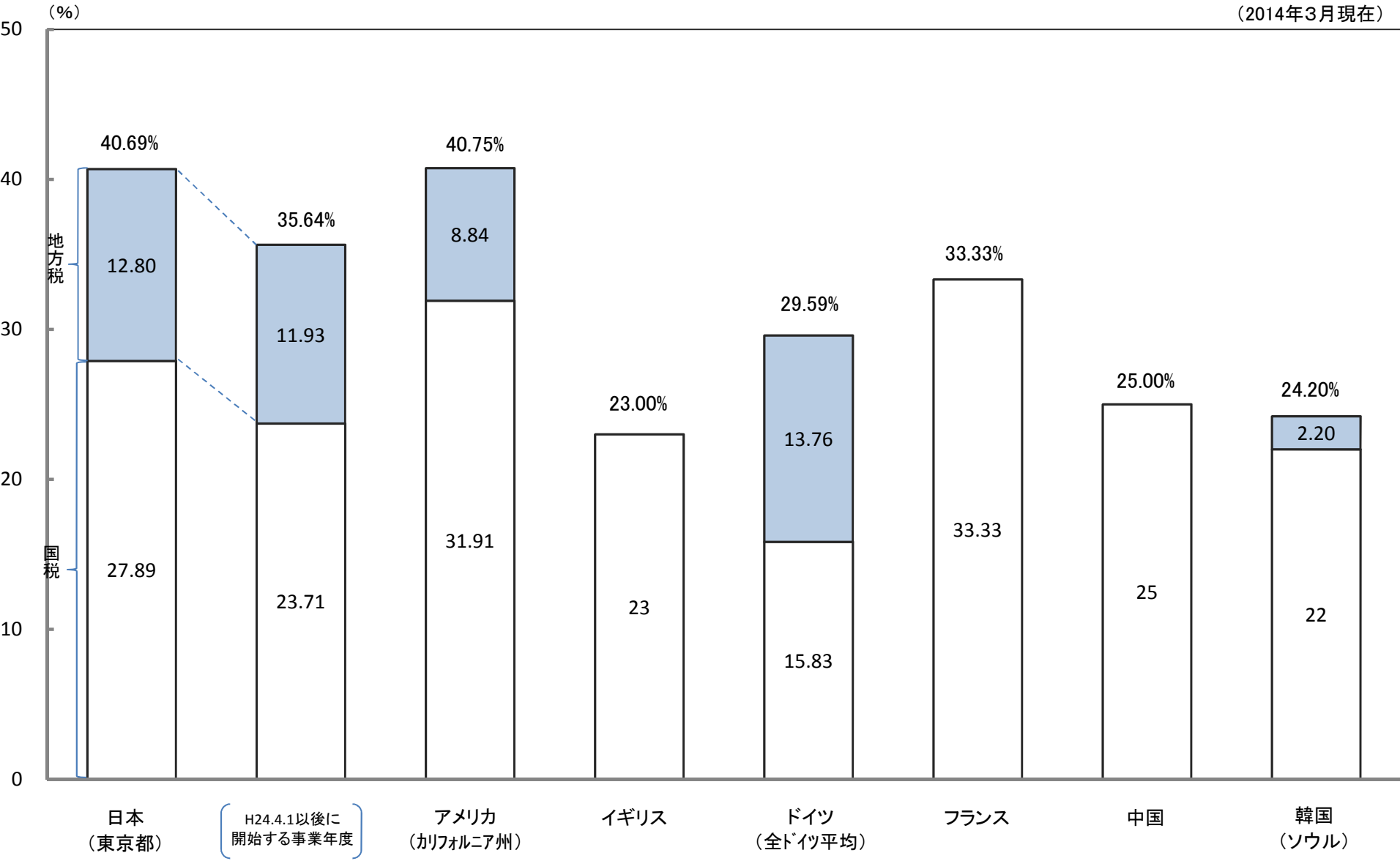
資料 2



- 注 1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ（平成26年4月24日）資料より抜粋。
- 2 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割（道府県分＋市町村分）と法人事業税の税率を合計したものである。
なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 3 平成元年までの実効税率は、配当課税制度の影響を考慮しており、基本税率（留保分）70%、配当分30%の割合で計算している。
- 4 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率（昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%）は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 5 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 6 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものの。

諸外国の法人実効税率

資料 3



注 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より作成。

平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日）より抜粋
～法人実効税率について～

第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

法人税改革の論点について（大田弘子座長提出資料）

政府税制調査会 第1回法人課税ディスカッショングループ(平成 26 年 3 月 12 日)資料より抜粋

1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか

(1) 法人税改革の目的を明確にして取り組む

国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる

法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている

企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2) 法人税の税率引き下げが必要である

日本の法人税率は国際相場に照らして高い

法人税収への依存度が高い

(3) 法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開

業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される

(4) 単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

単年度ではなく中期的に税収中立をはかる

法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる

国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

2. 法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を

歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか

(1) 租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか

(2) 減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要

ではないか

(3) 一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべき

ではないか

3. 地方法人課税について望ましいあり方を検討すべきではないか

(1) 地方税は行政サービスの費用を分担するものであり、法人への過度の依存は

望ましくないのではないか。また、法人間でも、より広く分担すべきではないか。

(2) 地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて

検討することが必要ではないか

4. 目標や行程を考えながら議論すべきではないか

以上

地方法人課税の論点

政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成 26 年4月 24 日)資料より抜粋

1. 行政サービスの費用を分担する地方税の趣旨に照らして、また地方税収の安定性を高めるために、法人事業税における付加価値割の比重を高めるべきではないか。あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか
2. 法人事業税の外形標準課税は現在資本金1億円超の企業（全法人の1%）だけを対象としているが、行政サービスの費用を広く分担するために、対象を広げるべきではないか
3. 地方税負担における応益性の強化や、税収の偏在性の是正、税収の安定性の確保の観点から、法人住民税均等割の増額を検討すべきではないか。その際、資本金等の額と従業者数を基準とする仕組みも再検討が必要ではないか
4. 費用を広く分担する観点から、地方法人課税だけではなく、固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか
5. 地域密着型のサービス産業の生産性を高めることは日本経済及び地域経済の重要な課題である。この観点から、地方税においては生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないよう応益性を高めることが必要ではないか
6. 事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められており、地方における超過課税や減免等により国税の課税ベースが変動するなどの問題点がある。実効税率が上がらないように調整のうえ、損金算入の措置を止めるべきではないか

以上

法人実効税率の内訳（東京都における資本金 1 億円超の法人）

資料 7

【現行】

平成23年度税制改正前は
40.69%

法人税 23.71%	地方法人特別税 3.99%	事業税 3.03%	住民税 4.91%
------------	---------------	-----------	-----------

35.64%



【平成26年度税制改正後】（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

法人税 23.71%	地方法人税 1.04%	地方法人特別税 2.69%	事業税 4.33%	住民税 3.86%
------------	-------------	---------------	-----------	-----------

35.64%

国税分 24.75%
(10.6兆円)

地方税分 10.89%
(5.4兆円(うち都1.6兆円))

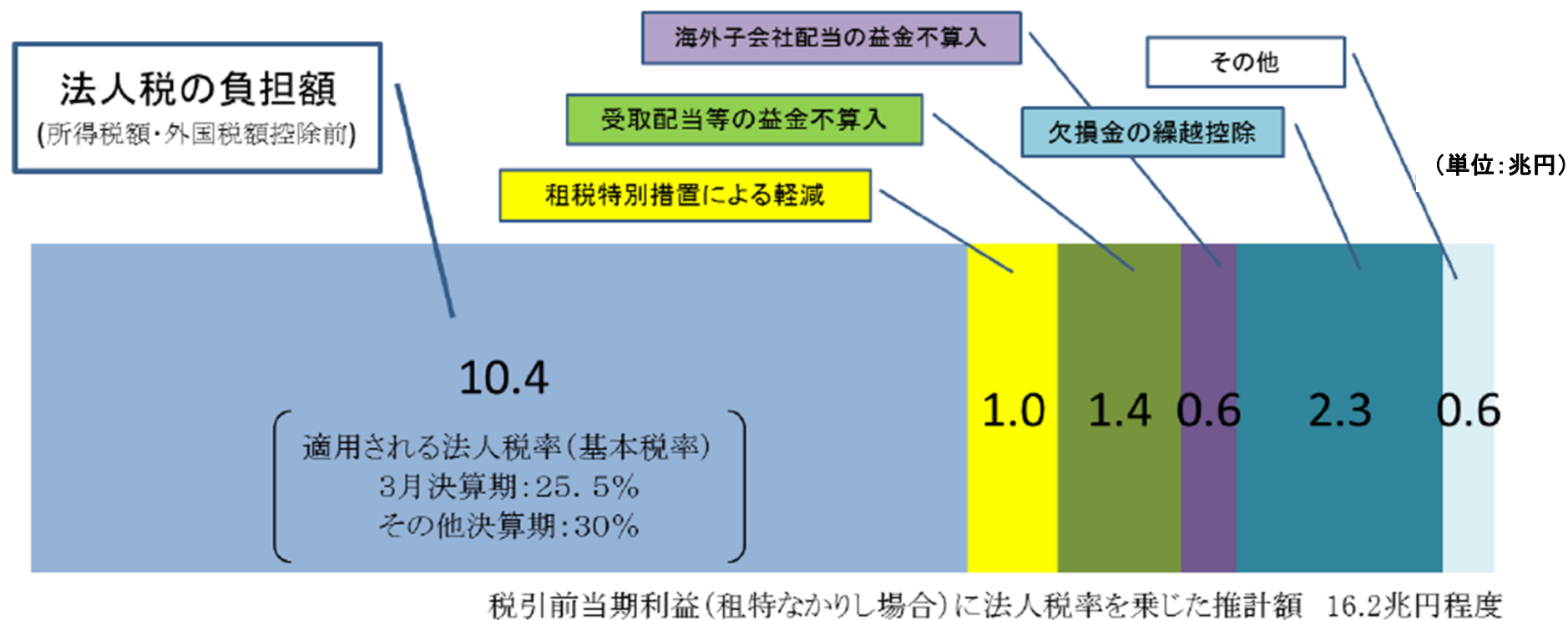
法人税 10.1兆円
地方法人税 0.5兆円

地方法人特別税 1.5兆円(うち都譲与 2,148億円)
法人事業税所得割 2.2兆円(うち都 6,736億円)
法人住民税法人税割 1.7兆円(うち都 6,464億円)

注1 平成26年度税制改正後は、現行規模の超過税率を実施した場合。
2 税収は、国・都は平成26年度当初予算、地方は平成26年度地方財政計画ベース(26年度税制改正の平年度影響額を反映済)。

法人税額(国税)と税引き前利益の関係(平成24年度)

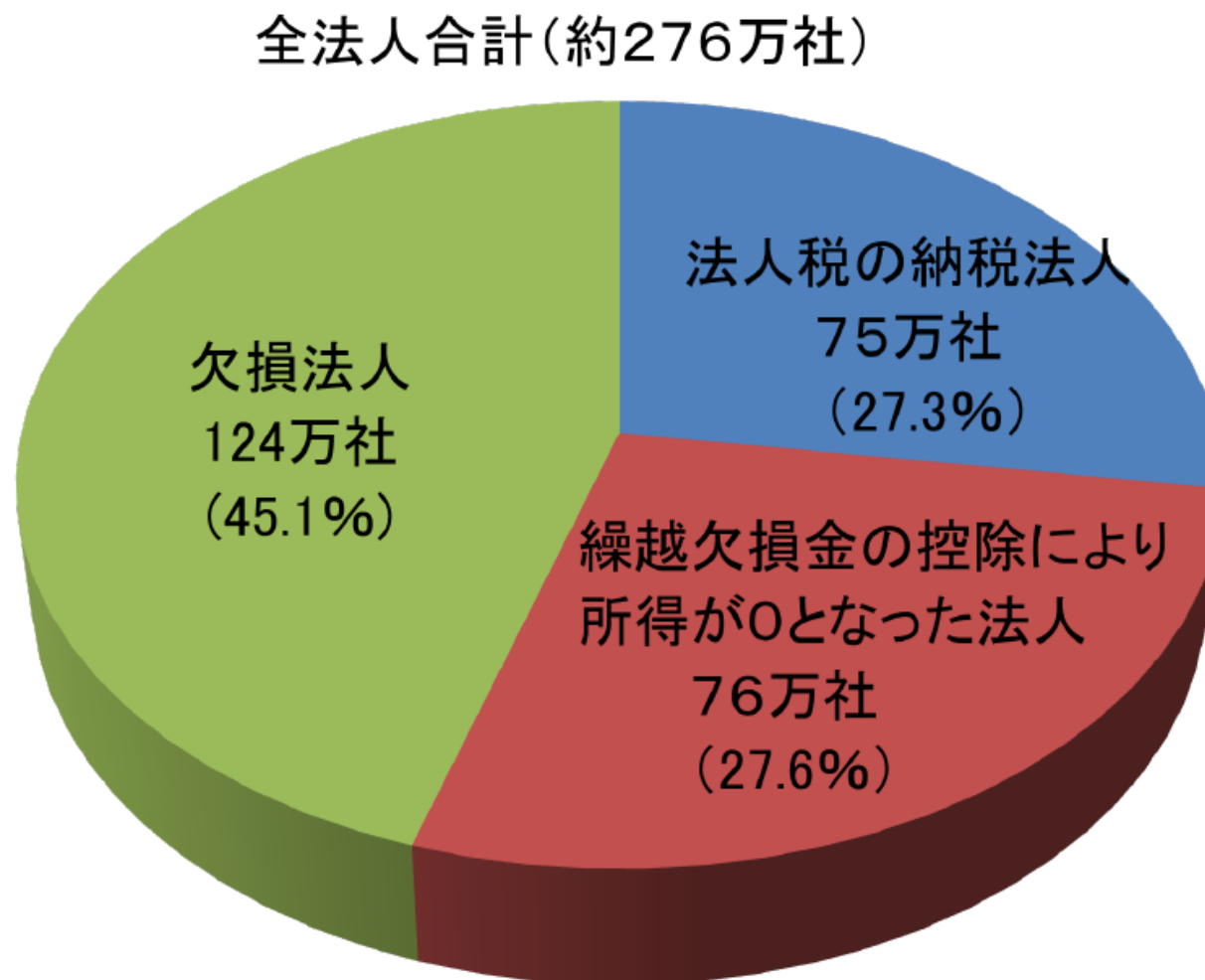
資料8



注1 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。

2 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計。

3 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額(所得税額・外国税額控除前)、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。



注1 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。

2 申告の集計データに基づき財務省で作成

法人関係の政策税制の全体像

- 法人税の申告件数は約276万件(平成24年度)。
- このうち租税特別措置(政策税制)の適用法人数は約96万法人であり、申告件数の約3分の1。
- ※ 政策税制措置は、租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的のため税負担の減少等を図るもの。
他方、租税特別措置の中には、課税の公平確保や納税環境整備をはかるために、租税回避の防止や、手続きの特例等に係る措置がある。
- 法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用状況(平成24年度)は以下の通り。

種類	適用件数	適用額
法人税率の特例	704,725	特例対象所得金額 25,573億円
税額控除	40,177	税額控除額 4,203億円
特別償却	32,790	特別償却限度額等 5,167億円
準備金等	11,481	損金算入額等 9,100億円

- 注1 政府税制調査会 第3回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月14日)資料及び「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会提出)」より作成。
- 2 「法人税関係特別措置の主な種類ごとの適用状況」の適用額の計数は、各法人税関係特別措置の種類によって異なる。例えば、法人税率の特例については対象となる所得金額、税額控除については税額控除額、特別償却については特別償却限度額等、準備金については積立額のうち損金算入額を示している。

政策税制減収額(目的別の分類)

資料11

(単位:億円程度)

事 項 別		減収額	25、26年度改正での主な対応
1. 特定の企業行動を促すもの		5,550	
主なもの	①研究開発(研究開発税制など)	3,954	研究開発税制の拡充(㉔580、㉔270)
	②設備投資	1,203	生産性向上設備投資促進税制の創設(㉔2,990)
	・特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	643	生産等設備投資促進税制の創設(㉔1,050)
	・環境関連の投資促進税制	271	
	③所得(給与支給)・雇用	65	所得拡大促進税制の創設・拡充(㉔1,050、㉔1,060)、雇用促進税制の拡充(㉔30)
	・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(雇用促進税制)	65	
	④資源確保	328	
	・探鉱準備金等	280	
	・海外投資等損失準備金	48	
2. 中小企業支援に係るもの		1,754	
主なもの	・中小企業者等の法人税率の特例(公益法人に係る部分等を除く)	961	商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設(㉔190)
	(参考)法人税法による軽減税率(注3)	〔ほか1,816〕	中小企業投資促進税制の拡充(㉔170)
	・中小企業投資促進税制	551	
	・中小企業者等の少額減価償却資産の特例	242	
3. 特定の事業者に対する財務支援		179	
主なもの	・中小企業者等の貸倒引当金の特例(公益法人に係る部分等)	66	
	・公益法人に係る部分等の法人税率の特例	38	
4. 将来の損失や支出に対する備えに係るもの		882	
主なもの	・保険会社等に係る異常危険準備金	411	
5. 収用・補償に係るもの		463	
主なもの	・収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	242	
	・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	170	
6. 特別な事業体に係るもの(特定目的会社等に係る課税の特例など)		934	
7. その他(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例など)		241	
合 計		10,003	

注1 政府税制調査会 第3回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月14日)資料より抜粋。

2 「減収額」欄の計数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成24年度)を基に財務省で試算したもの。「25・26年度改正での対応」欄の括弧内の計数は、各年度の税制改正時の減収見込額。

3 法人税法に基づく税率の軽減の影響を、軽減されている税率割合に基づいて財務省で試算。合計には含めていない。なお、「中小企業者等の法人税率の特例」は租税特別措置法に基づくもの。

全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」
(平成26年5月)より抜粋

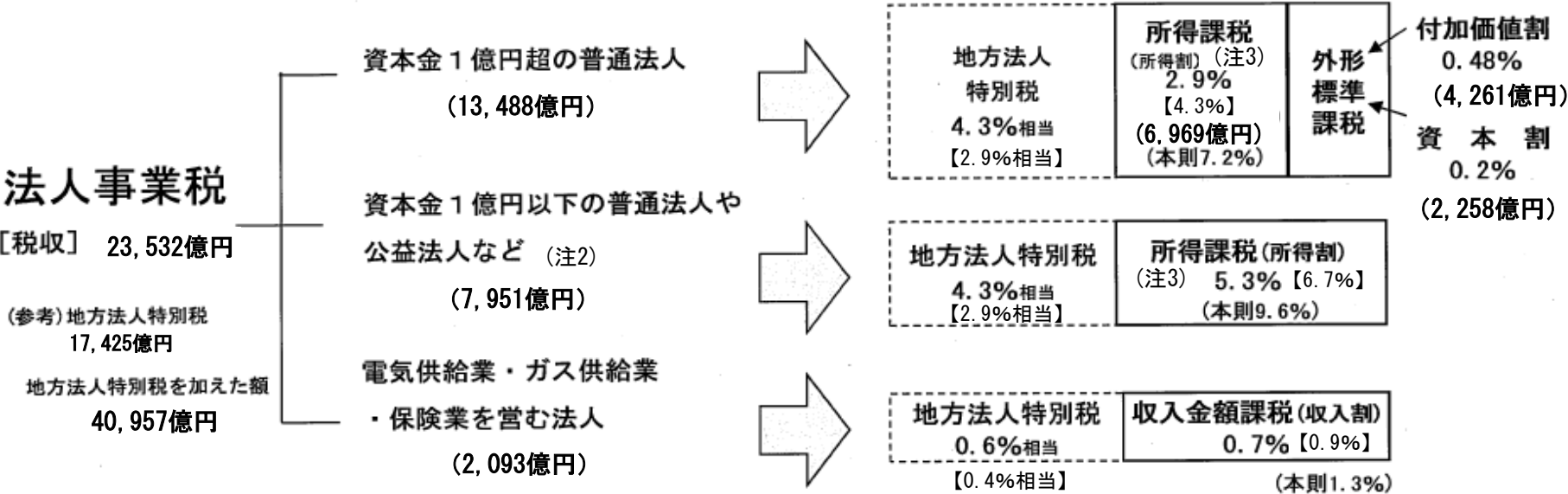
1 法人実効税率を引き下げる場合の代替措置について

- ・ 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日経済財政諮問会議)」においては、今後10年の名目GDP成長率を3%程度と見込んでもなお国と地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされている。
- ・ さらに、今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- ・ また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方公共団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について法人もその負担を担うべきという観点から課税されているものである。
- ・ このため、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。
- ・ 代替措置については幅広く検討すべきであるが、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難で、現実的な措置ではない。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

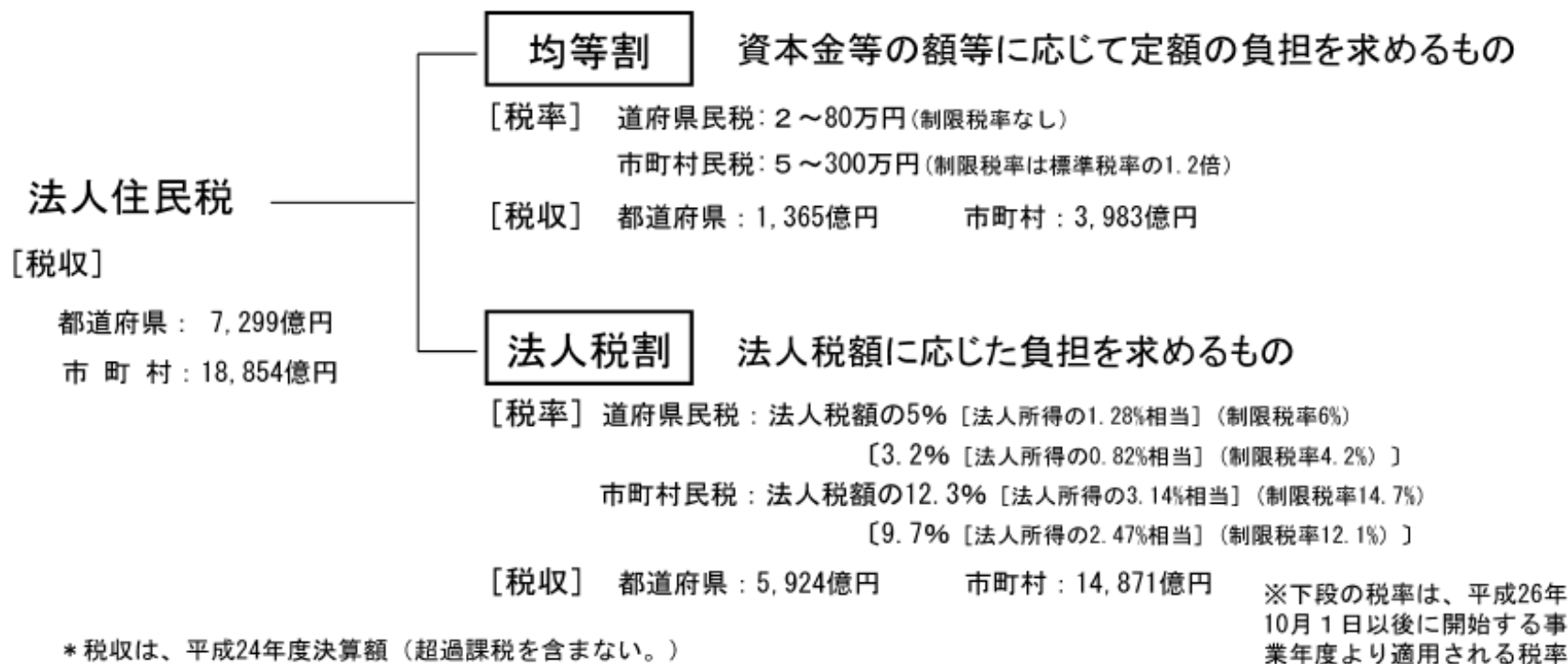
法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である
(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

※消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から)



注1 総務省ホームページより作成。
2 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、3.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
3 所得課税分の税率は、年800万円を超える所得金額に適用される税率。
4 税率は、平成20年10月1日以降のもの。
なお、平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは、【 】内の税率が適用される。
5 制限税率は標準税率の1.2倍。
6 税収は、平成24年度の課税対象法人の調定額を集計した値。
7 税収は、四捨五入しているため、合計額と一致しない場合がある。

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



注 政府税制調査会 第5回法人課税ディスカッショングループ(平成26年5月9日)資料より抜粋。

法人事業税・法人住民税の超過課税の状況

資料15

1 超過課税実施団体数（平成24年 4 月 1 日現在）

- 都道府県
〈道府県民税〉

法人均等割 33団体

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 法人税割 46団体

〔 静岡県を除く46都道府県 〕
- 〈法人事業税〉 8 団体

〔 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 〕
- 市町村
〈市町村民税〉

法人均等割 399団体

法人税割 999団体

2 超過課税の規模（平成24年度決算）

（単位：億円）

道府県税		
道府県民税	法人均等割	95.6
	法人税割	926.2
法人事業税		974.2
その他道府県税		226.4
道府県税計		2,222.3
市町村税		
市町村民税	法人均等割	152.6
	法人税割	2,278.6
その他市町村税		365.3
市町村税計		2,796.5
法人事業税・法人住民税合計		4,427.2
超過課税合計		5,018.8

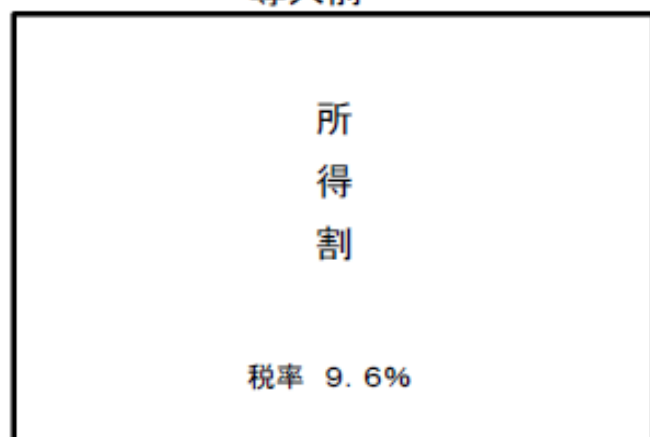
注 1 総務省ホームページ及び「平成26年度地方税に関する参考計数資料」（総務省）より作成。
2 四捨五入しているため、合計と数字が一致しない場合がある。

外形標準課税制度の概要

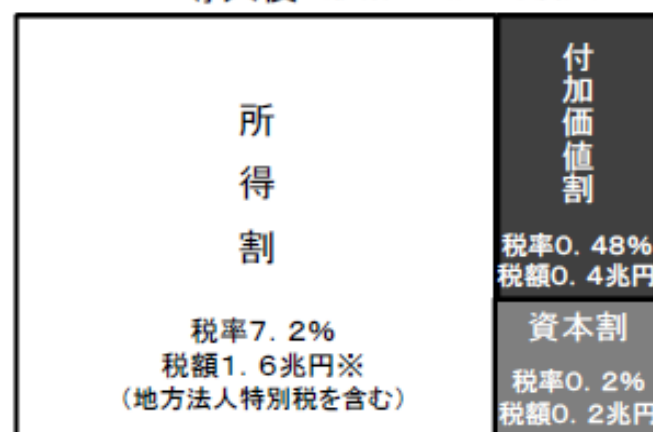
資料16

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計〕 3 : 1

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

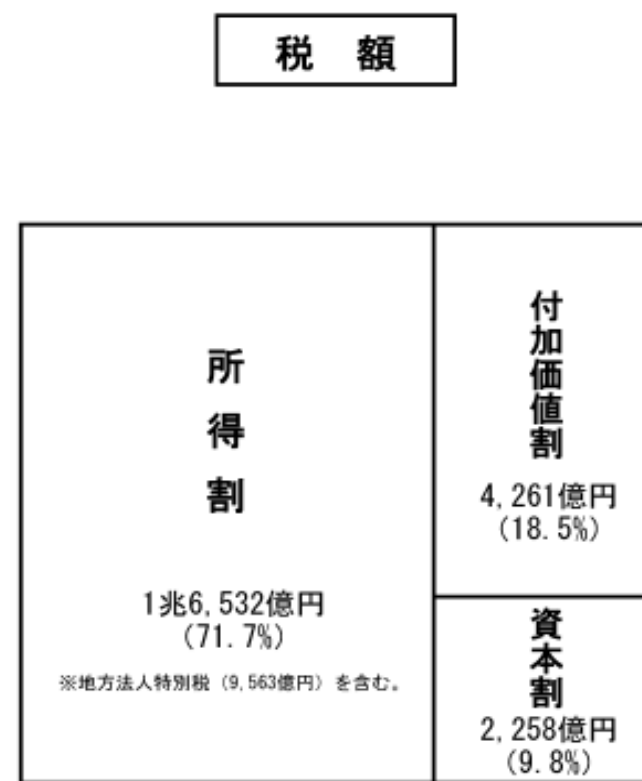
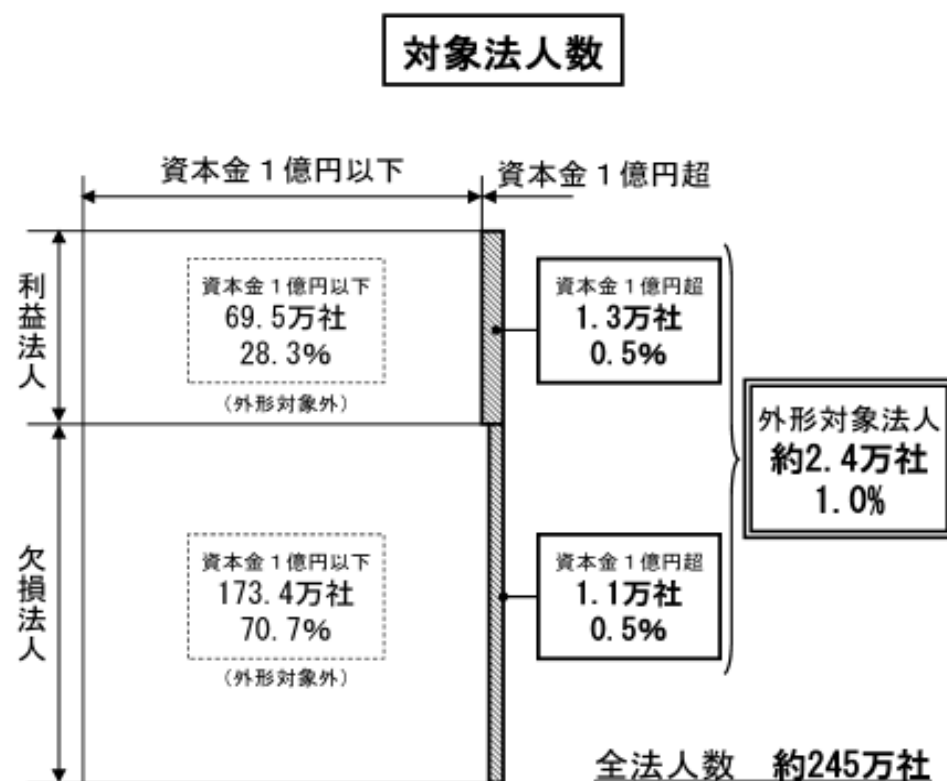
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

$$\text{資本金等の額} = \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

注 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

外形標準課税の実績（平成24年度）

資料17



所得基準：外形基準
71.7%：28.3%

- 注1 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ（平成26年3月31日）資料より抜粋。
- 注2 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。
- 注3 税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人（24,194社）の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また、所得割は地方法人特別税（9,563億円）を含む。
- 注4 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移

【外形対象法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割(特別税含む) ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①+②+③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
外形標準課税の導入がなかった 場合の税収試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④と⑤の差	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

【外形対象外法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割 (特別税含む)	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

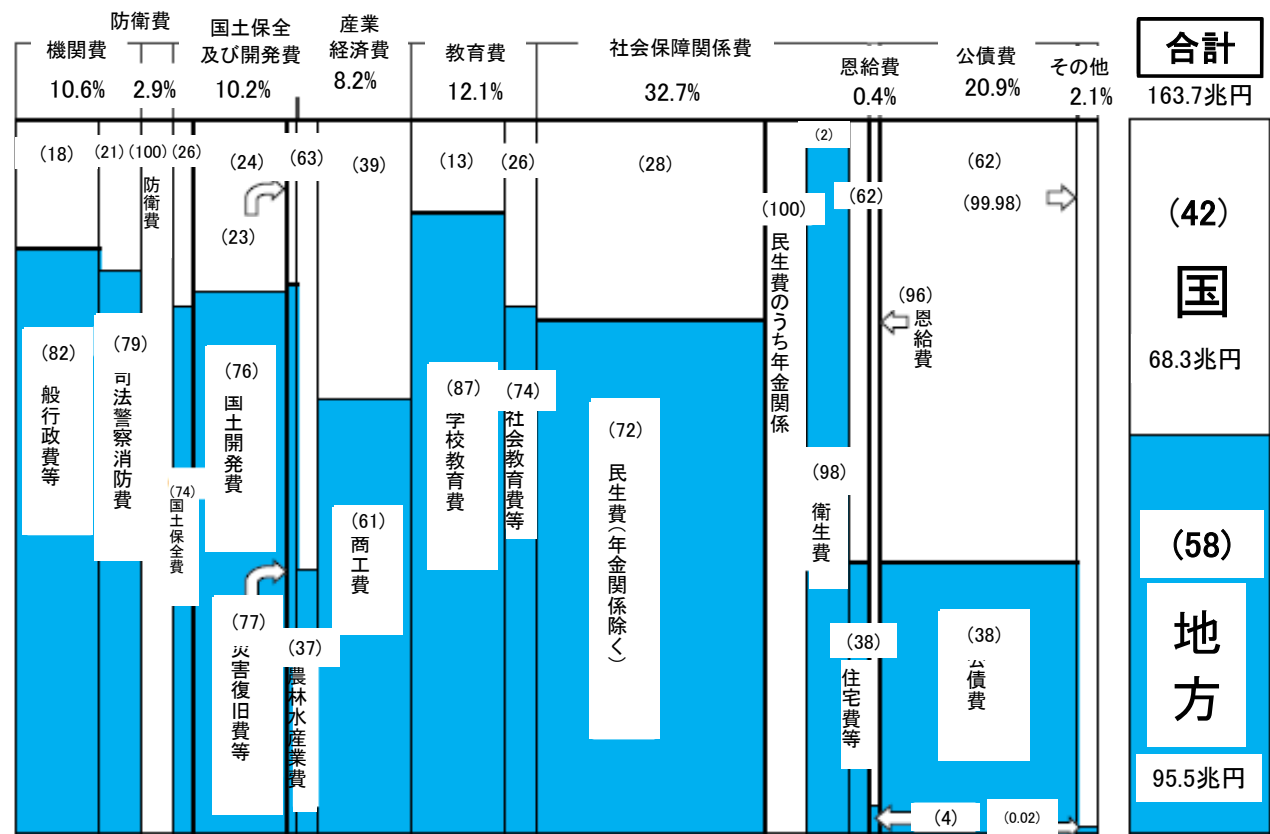
注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

2 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

地方団体が果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担(平成24年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



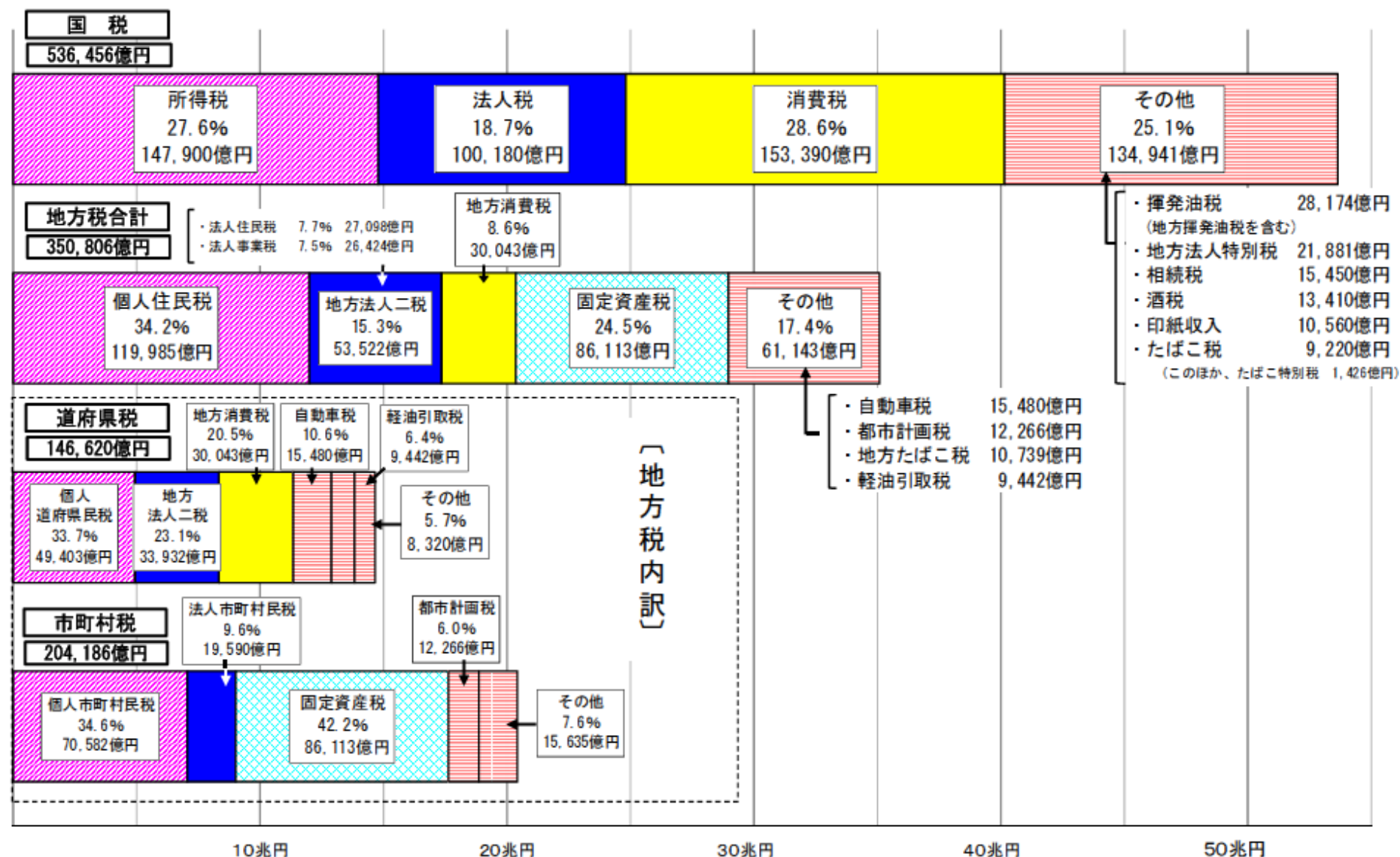
○ 国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	高速自動車道 国道 一級河川	大学 私学助成 (大学)	社会保険 医師等免許 医薬品許可 免許	防衛 外交通貨
都道府県	国道 (国管理以外) 都道府県道 一級河川 (国管理以外) 二級河川 港湾 公営住宅 市街化区域、 調整区域決定	高等学校・ 特別支援学 校 小・中学校教 員の給与・人 事 私学助成 (幼～高) 公立大学 (特定の県)	生活保護 (町村の区 域) 児童福祉 保健所	警察 職業訓練
市町村	都市計画等 (用途地域、 都市施設) 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道	小・中学校 幼稚園	生活保護(市 の区域) 児童福祉 国民健康保 険 介護保険 上水道 ごみ・し尿処 理 保健所(特定 の市)	戸籍 住民基本 台帳 消防

注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ資料(平成26年4月24日)より抜粋。
 2 ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合。計数は精査中であり、異動する場合がある。

国税・地方税の税収内訳（平成26年度予算・地方財政計画額）

資料20



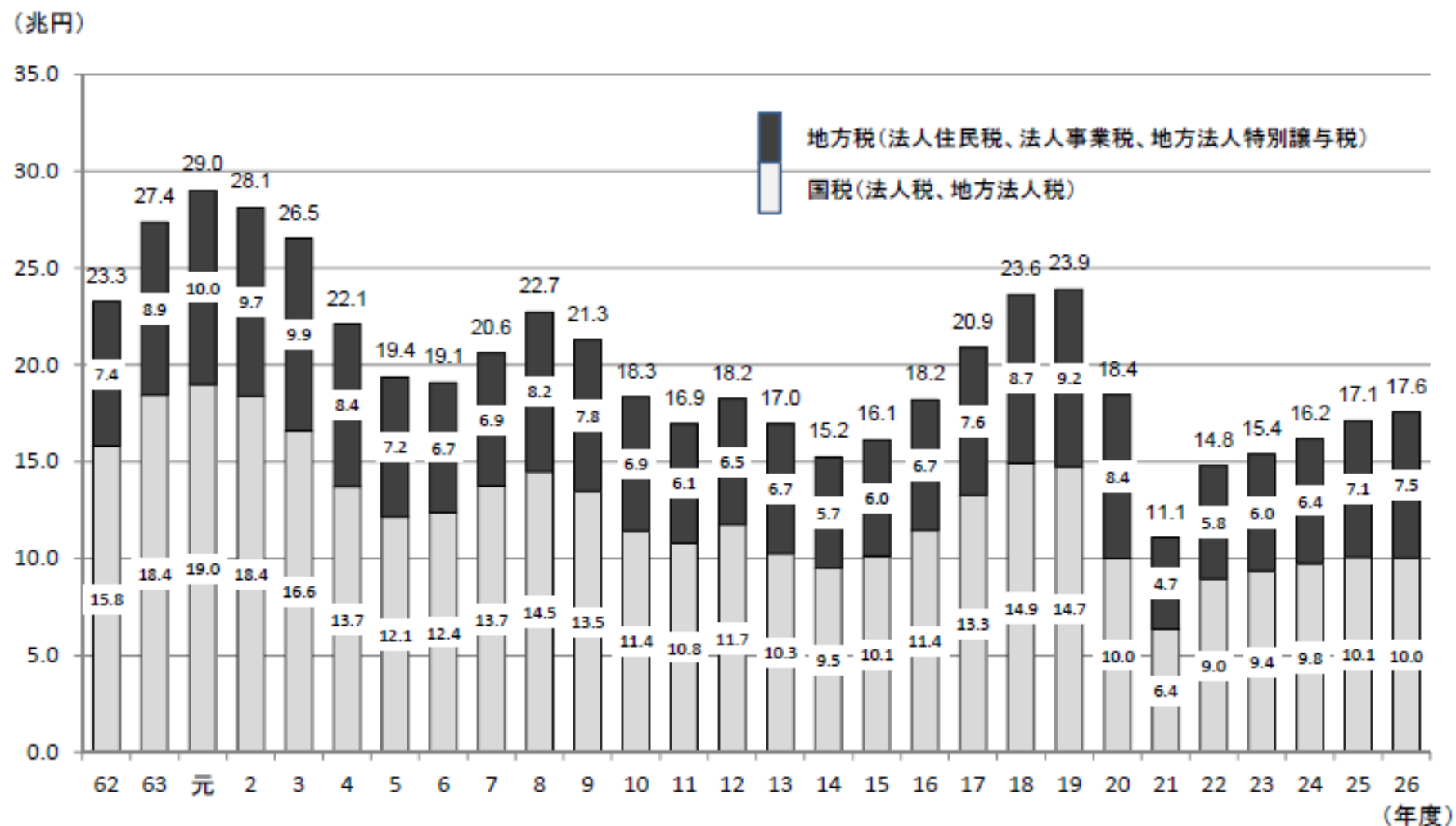
注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

2 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

3 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。

4 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

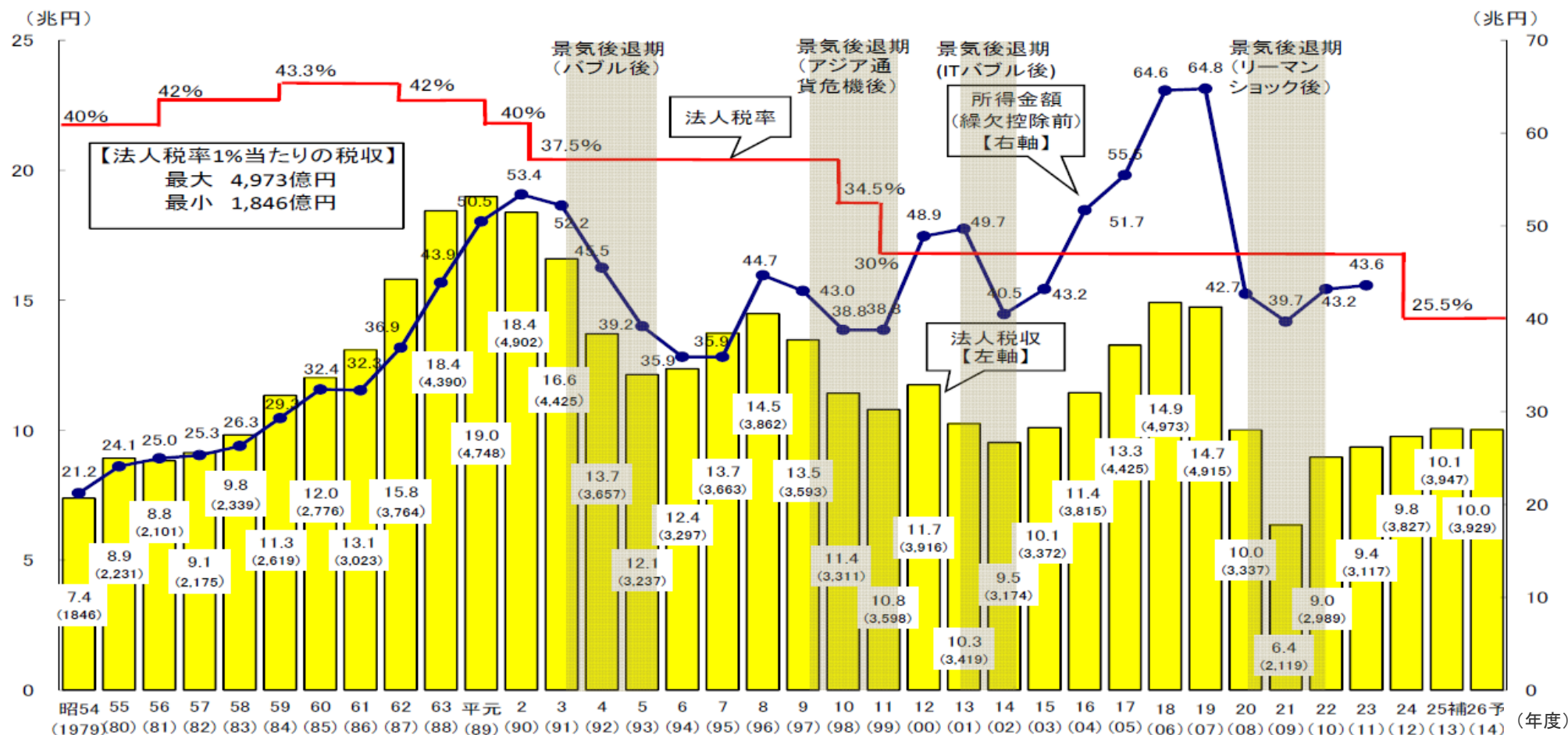
法人関係税収（国・地方）の推移



注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ（平成26年4月24日）資料より抜粋。

2 税収は、平成25、26年度は予算（25年度は補正予算）・地方財政計画額であり、その他は決算額（超過課税を含まない。）である。

法人税収の推移



注1 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より抜粋。

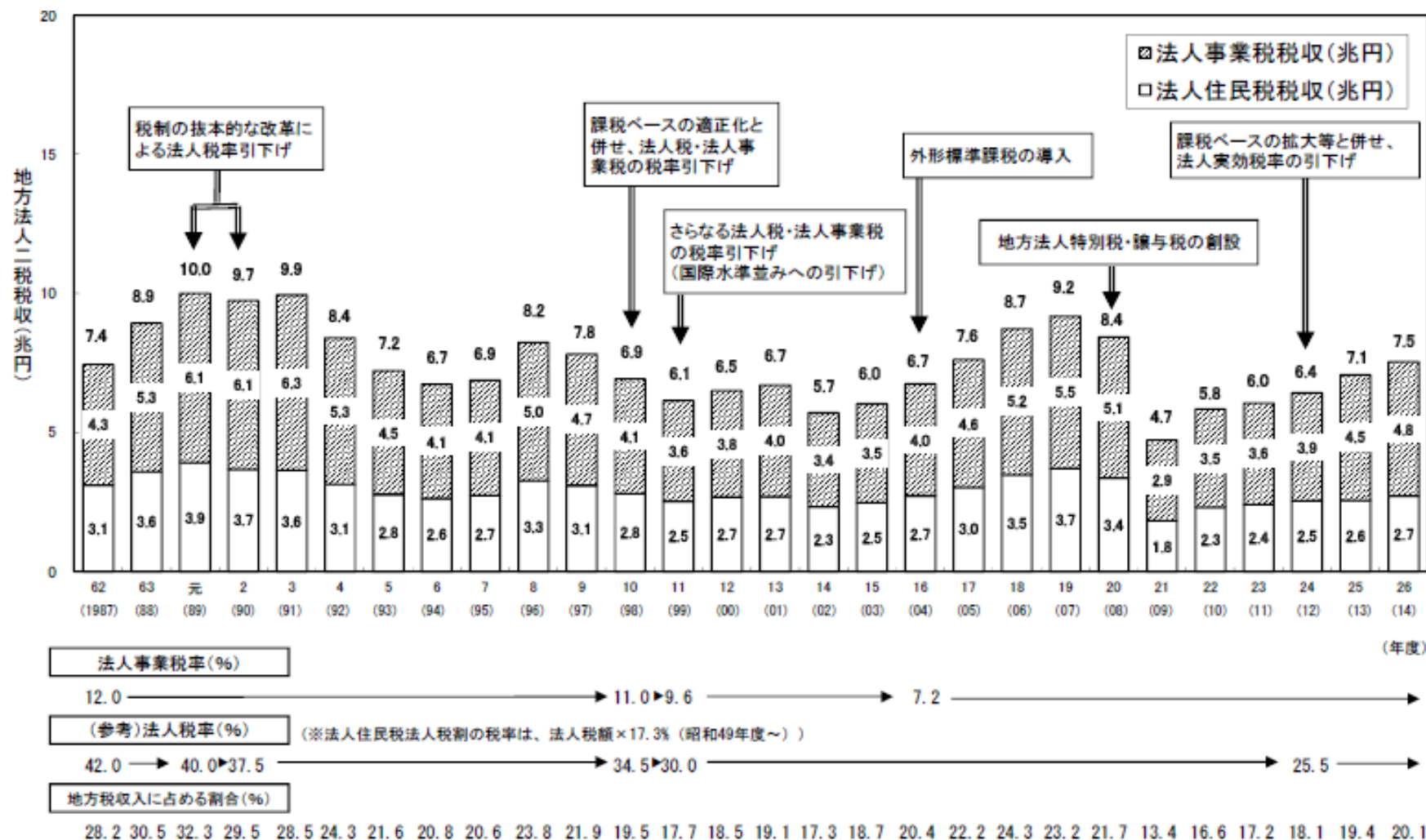
注2 法人税収は、24年度までは決算額、25年度は補正後予算額、26年度は予算額による。

注3 所得金額(繰欠控除前)は、国税庁「会社課税調査」による。なお、平成17年までは2/1～1/31、平成18年以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている。

注4 括弧内は法人税率1%当たりの税収(単位:億円)である。

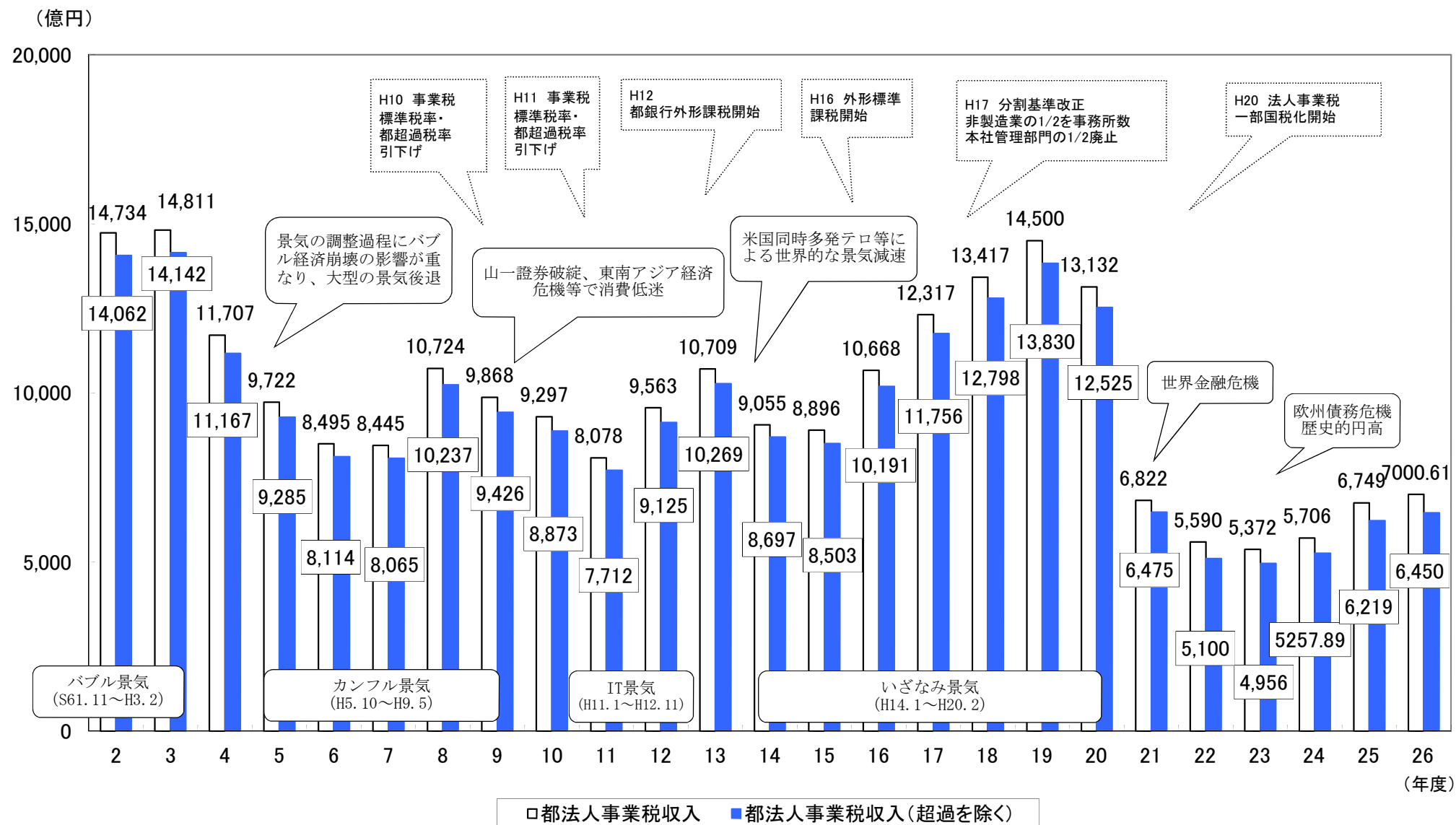
法人事業税・法人住民税の税収の推移

資料23



- 注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。
- 2 24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)であり、いずれも超過課税等を含まない。また26年度は地方財政計画額である。
- 3 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
- 4 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
- 5 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

都の法人事業税の推移

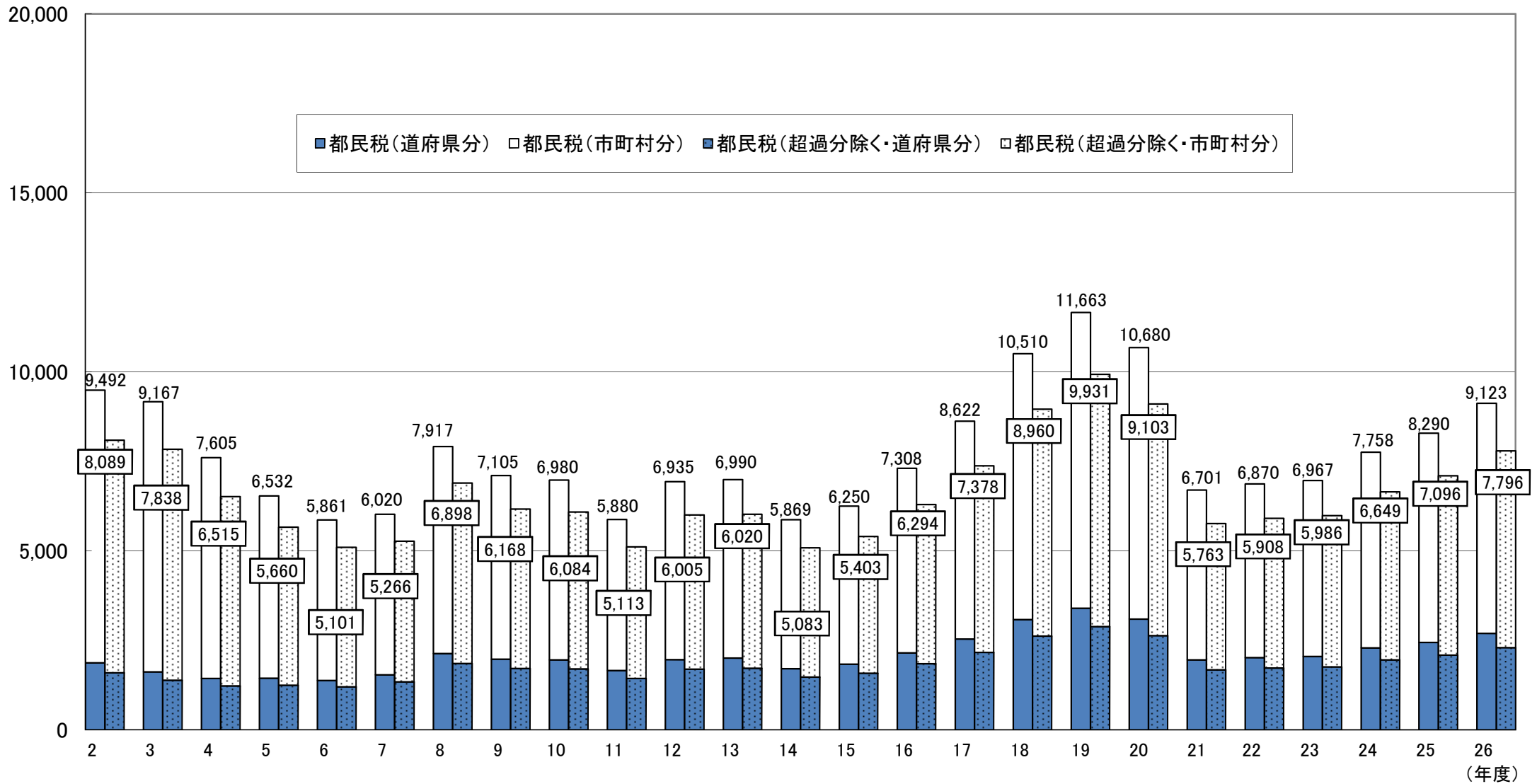


注 1 平成24年度までは決算額、25年度は補正後予算額、26年度当初予算額である。

2 都の法人事業税収には、地方法人特別譲与税は含まれていない。

法人都民税の推移

(億円)



注 平成24年度までは決算額、25年度は補正後予算額、26年度は当初予算額である。